

神谷 恵理子



企業で研究職に従事していた頃、開発部の部長が頻りに口にされていた言葉は「逆転の発想」でした。否定的な実験データを手に持って「これはダメでした」と報告すると、「物事を悲観的に見てはいか

んよ。ダメだと思うところから新しいものが生まれるのだよ。つまり、逆転の発想をするんだ。」このような信念のもとに、部長は多数の新製品を世に送り出されました。

このような創造的な部長の最も印象に残っている話です。「真面目には3種類ある。不真面目、生真面目、非真面目だ。不真面目というのは怠け者のことで論外。生真面目というのは、10円玉の形を問われて丸だと答える者だ。非真面目というのは四角と答えることのできる者だ。10円玉を横から見ると四角に見える。第三角法で描いたならば、2:1の割合で四角と見る方が正しくなる。技術者は非真面目でなければならない。」

弁理士にとって、要求される真面目はいずれになるのでしょうか。特許事務所での約6年間、主な仕事である明細書作成は他人の発明を正確に表現することであり、生真面目さが要求されていたように思います。ましてや受験時代には、合格を目指す限り、通説以外の説をとることは実質許されませんでした。とすると、他人の発明の代理人たる弁理士は、生真面目でなければならないということになるのでしょうか。

生真面目さが求められる環境の中では、逆転の発想を求められていた開発部在籍時代が懐かしく感じられ、発明者から提出されたデータを、時には横から又は裏からながめてみたくくなります。横から眺めた結果、提案書には記載されていない事項が見えた場合、これを追加することは、多項制度下では好ましい対応ではないでしょうか。一方、明らかに技術的範囲に属すると考えられるイ号物件について技術的範囲に属しないと反論することは、あきらめの悪い弁理士として嫌われるかもしれません。しかし、当然進歩性がないと思われるような発明であっても、見方を変えることにより、進歩性を主張できれば、クライアントには良いことかもしれません。

不真面目な弁理士は許されませんが、非真面目な弁理士は許されるのではないのかしら……と想う今日このごろです。